

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一四一二）

○平成二十六年総務省告示第四十六号の一部を訂正する件（総務四三九）

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件（同四四〇）

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件（同四四一）

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件（同四四一）

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件（同四四二）

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件（同四四三）

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件（同四四四）

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件（同四四五）

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四九六）

〔省令〕 目次

- 保安林の指定をする件
(農林水産二〇四八)一一二九
- 保安林の指定を解除する件
(同一一三〇)一一三六)
- 保安林の指定施業要件を変更する件
(同一一三七)一二〇四)
- 保安施設もとの指定をする件
(同一一三九)

○厚生労働省令第百四十一号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一條第一項及び同法第十八條第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

別表の二の I の (3) の a 中 「比重 (撲氏十五度において)
一・〇二八以下」を「比重 (撲氏十五度において)
一・〇二八以上」に改める。

別表の二の(1)の1及び(2)の1中「比重(摂氏十五度において)
ジヤージー種の牛の乳のみを

「五度」を「一五度」に改め、同(2)の(4)の中「〇・一八%」を「〇・二一%」に改め、同(2)の(5)の中「比重(摂氏十五度において) 一・〇三〇—一・〇三六」を「比重(摂氏五度において)

「一・〇三〇以上」に、「〇・一八%」を「〇・一一%」に改め、同じの(6)の中「比重(摂氏十五度において)一・〇三三一~一・〇三八」を「比重(摂氏十五度において)一・〇三三以上」に「〇・

別表の二の四の四の二中「賀氏六十二度で三十分間」を「呆寺式より賀氏六三度で三〇分間」に改める。

「乳酸菌又は酵母菌（1ml当たり） 10,000,000以上

「〇〇〇以上」を熱加殺熱たん菌すだんしるしたかも、発の又酵ははさ、こせこれたのと後限同に限り等おいてで以いなうての殺菌氏効果を五七五度

以上で一五分間 こえり、司(3)りつ中「異七」、「十一」まで三十分間」と「采寺式」による「異七」、「十一」まで

有する方法で加算し、同様の手順で減算する。

(4) ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）

成分規格
リストアリア・モノサイトゲネス(g當たり)
100以下

ただし、容器包装に入った後、加熱殺菌し

がもの又は食事に供する際に力熱するものが、この限りでない。

別表の二の(1)中「(三)の24」を「(三)の26」に改める。

別表の二の(2)の(3)の3中「倒置して三五度から三七度まで」の下に「製造時の発酵温度が二五度前後の製品にあつては二四度から二六度まで」を加える。

別表の四の(1)の(1)のbのAの中「濃くではない」の下に「これに適合するととき、試験溶液中の重金属の量は鉛として一四mg以下となる。」を加え、同Aの口中「一五ppm」を「一五mg/ml」に、「蒸発残留物(ppm)」を「蒸発残留物(μg/ml)」に改め、同Aのハ中「五ppm」を「五mg/ml」は、「過マンガン酸カリウム消費量(ppm)」を「過マンガノン酸カリウム消費量(μg/ml)」は、「(O・III)」を「(O・III)」に改め、同BのDのハを次のように改める。

(ハ) ヒ素

試料1 mLを分解フラスコに採り、硝酸10mLを加えて内容物が流動状になるまで弱く加熱する。冷後硫酸5mLを加えて白煙が発生するまで加熱し、液がなお褐色を呈するときは冷後硝酸5mLを追加して加熱する。この操作を液が無色又は淡黄色となるまで繰り返す。冷後飽和シコウ酸アンモニウム溶液5mLを加え、再び白煙が発生するまで加熱し、冷後水を加えて20mLとし、これを試験溶液とする。

試験溶液10mLを用いて、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装のヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、標準色の調製に用いる浸出用液は水とする。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として14mg/mL以下となり、試料当たりに換算すると14mg/g以下となる。

ヒ素標準原液 三酸化二ヒ素を微細な粉末とし、10五度で四時間乾燥し、その10gを量り、水酸化ナトリウム溶液(1→5)5mLを加えて溶かす。この液を

硫酸(1→20)で中和し、更に硫酸(1→10)10mLを追加し、新たに煮沸し冷却した水を加えて1000mLとする。本液1mLは三酸化二ヒ素0.14mgを含む。

ヒ素標準溶液 ヒ素標準原液5mLを採り、硫酸(1→10)10mLを加え、新たに煮沸し冷却した水を加えて1000mLとする。本液1mLは、三酸化二ヒ素0.14mgを含む。

五 液を含む。用時調製し、共栓瓶に保存する。

別表の四の(2)の(1)のbのDの2中「濃くではない」の下に「これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として14mg/mL以下となり、試料当たりに換算する14mg/g以下となる」を加え、同(1)の2のbのEのイを次のように改める。

(イ) 挥発性物質

試料約10gを精密に量り、20mLのメスフラスコに採り、テトラヒドロフランを約15mL加える。試料が溶けた後、ジエチルベンゼン試液1mLを加え、次にテトラヒドロフランを加え20mLとする。これを試験溶液として以下の試験を行う。

(1) 検量線の作成

100mLのメスフラスコにテトラヒドロフラン約90mLを入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約50mgを精密に量つて加え、テトラヒドロフランを更に加えて100mLとする。この溶液1mL、2mL、3mL、4mL及び5mLを採り、ジクロロベンゼン試液を加えて50mLとする。この溶液10mLをそれを20mLのセブタムキヤップ付きのガラス瓶に入れ、直ちに密封したものを標準溶液とする。次いで、密封したガラス瓶を140度に保ちながら時々振り混ぜて一時間加熱する。その後、それぞれの気相1mLを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム 内径0.25mm、長さ30mのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレンリコールを0.5μmの厚さでコーティングしたものを用いる。
カラム温度 六〇度から毎分四度で昇温して100度とし、更に毎分10度で昇温して150度とする。

試験溶液注入温度 110度
検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。110度付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キヤリヤーガス 硝素又はヘリウムを用いる。ジエチルベンゼンが約一分で流出する流速に調節する。

(ロ) 含量

$$\text{含量} (\mu\text{g/g}) = \frac{\text{試験浴液の濃度} (\mu\text{g/mL})}{\text{試験の重量} (\text{g})} \times 20 (\text{mL})$$

い

試験浴液1mLを用いてイの場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とジエチルベンゼンのピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各濃度を求め、次式により各成分の含量を求めるとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、1.5mg/g以下でなければならない。

(ハ) 検量線の作成

また、テトラヒドロフラン添加後一晩放置しても試料の大部分が溶解しない場合については、細切した試料0.1gを精密に量り、10mLのセブタムキヤップ付きのガラス瓶に入れ、ジクロロベンゼン試液10mLを加え、直ちに密封したものを試験浴液とし、以下の試験を行う。

(1) 検量線の作成

100mLのメスフラスコにジクロロベンゼン試液約80mLを入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約100mgを精密に量つて加え、ジクロロベンゼン試液を更に加えて100mLとする。この溶液1mL、2mL、3mL、4mL及び5mLを採り、ジクロロベンゼン試液を加えて50mLとする。この溶液10mLをそれを20mLのセブタムキヤップ付きのガラス瓶に入れ、直ちに密封したものを標準溶液とする。次いで、密封したガラス瓶を140度に保ちながら時々振り混ぜて一時間加熱する。その後、それぞれの気相1mLを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム 内径0.25mm、長さ30mのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレンリコールを0.5μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度 六〇度で一分間保持した後、毎分六度で昇温して150度とし、更に毎分三度で昇温して180度とする。

試験溶液注入口温度 二二〇度

検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。二二〇度付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるよう調節する。

キヤリヤーガス 窒素又はヘリウムを用いる。トリメチルベンゼンが約九分で流出する流速に調節する。

(二) 試験

試験溶液を用いて(ハ)の場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてステレン、トルエン、エチルベンゼン、イソブロビルベンゼン及びブロビルベンゼンの各濃度を求め、次式により各成分の含量を求めるとき、ステレン、トルエン、エチルベンゼン、イソブロビルベンゼン及びブロビルベンゼンの量の合計は、一・五mg/g以下でなければならない。

$$\text{含量 (mg/g)} = \frac{\text{試験溶液の濃度 (mg/ml)}}{\text{試料の重量 (g)}} \times 2 (\text{ml})$$

別表の四の(2)の(2)のcのA中「試験用液」を「試験溶液」に改め、同Aのイを次のよう改めること。

イ ヒ素

浸出用液として四%酢酸を用いて作った試験溶液一〇mlについて、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装のヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として〇・一mg/ml以下となる。

ヒ素標準原液 1のbのDのハ ヒ素に規定するヒ素標準原液を用いる。

ヒ素標準溶液 1のbのDのハ ヒ素に規定するヒ素標準溶液を用いる。

ヒ素標準原液 (ホ) フエノール (内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る)。

ヒ素標準溶液 1のbのDのハ ヒ素に規定するヒ素標準溶液を用いる。

ヒ素標準原液 (ホ) フエノール (内容物に直接接触するとき、試験溶液中のフエノールの量は五mg/ml以下となる)。

別表の四の(2)の(2)のcのAのホを次のように改める。

B

内容物に直接接觸する部分に使用する合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ カドミウム及び鉛 食品、添加物等の規格基準に定める合成樹脂製の容器包装のカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ五mg/ml以下となり、試料当たりに換算すると一〇mg/g以下となる。

ロ ジブチルズズ化合物 (塩化ビニル樹脂を使用するものに限る)。

食品、添加物等の規格基準に定めるボリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の容器包装のジブチルズズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルズズ化合物量は二塩化ジブチルズズとして一mg/ml以下であり、試料当たりに換算すると五〇mg/g以下となる。

ハ クレゾールリン酸エステル (塩化ビニル樹脂を使用するものに限る)。

食品、添加物等の規格基準に定めるボリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の容器包装のクレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

い。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は一〇mg/ml以下であり、試料当たりに換算すると一mg/g以下となる。

二 塩化ビニル (塩化ビニル樹脂を使用するものに限る)。

食品、添加物等の規格基準に定めるポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の容器包装の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は一mg/g以下となる。

別表の四の(2)の1のdのDを次のように改める。

D アンチモン (ポリエチレンテラエーテートを使用した容器包装に限る)。

浸出用液として四%酢酸を用いて作った試験溶液について、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装の原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は〇・〇二五mg/ml以下となる。

アンチモン標準原液 塩化アンチモン(III)一・八七四gを量り、少量の塩酸(1→1)で溶解した後、塩酸(1→10)を加えて一、〇〇〇mlとする。本液1mlはアンチモン一mgを含む。

モンモリロナイト 塩化アンチモン(III)一・八七四gを量り、少量の塩酸(1→1)で溶解した後、塩酸(1→10)を加えて一、〇〇〇mlとする。本液1mlはアンチモン一mgを含む。

アンチモン標準溶液 アンチモン標準原液1mlを採り、四%酢酸を加えて一〇〇mlとし、その〇・五mlを採り四%酢酸を加えて一〇〇mlとする。本液1mlはアンチモン〇・〇一五mgを含む。

別表の四の(2)の1のdのEを次のように改める。

E ゲルマニウム (ポリエチレンテラエーテートを使用した容器包装に限る)。

浸出用液として四%酢酸を用いて作った試験溶液について、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装の原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は〇・〇五mg/ml以下となる。

ゲルマニウム標準原液 一酸化ゲルマニウム一四四gを白金るつぼに量り、炭酸ナトリウム一gを加え、十分に混合した後、加熱融解し、冷後、水を加えて溶かす。塩酸を加えて中和した後、一ml過剰に塩酸を加え、更に水を加えて一〇〇mlとする。

本液1mlはゲルマニウム一mgを含む。

ゲルマニウム標準溶液 ゲルマニウム標準原液1mlを採り、四%酢酸を加えて一〇〇mlとする。その〇・五mlを採り、四%酢酸を加えて一〇〇mlとする。本液1mlはゲルマニウム〇・〇五mgを含む。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十七年六月三十日までに製造され、加工され、又は輸入される発酵乳、乳酸菌飲料及び飲料に係る加熱殺菌の方法については、この省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(次項において「改正後省令」という)別表の二の(2)のb、同三の四の2のb及び同三の四の2の規定にかかる、なお従前の例によることができる。

3 平成二十七年六月三十日までに製造され、又は輸入される乳等の容器包装の規格及び基準については、改正後省令別表の四の(2)の規定にかかる、なお従前の例によることができる。